## 電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

区分			単位	料金額	備考
(22) 波	専らIP通信に係	ア イ以外の場合	月額	2,086円	
長多重	る波長と専ら映像	イ 光局内スプリッタ	月額	625 円	
機能	通信に係る波長と	において波長を多重			
	を多重する機能	する場合			

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

	区 分		単位	料金額	備考
(22) 波	専らIP通信に係	ア イ以外の場合	月額	1,404円	
長多重	る波長と専ら映像	イ 光局内スプリッタ	月額	422 円	
機能	通信に係る波長と	において波長を多重			
	を多重する機能	する場合			

附 則 (平成23年3月31日東相制第10-7114号)

この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。